

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 市	税		83,524,420 <small>千円</small>
		1. 市 民 税	38,609,770
		2. 固 定 資 産 税	32,048,700
		3. 軽 自 動 車 税	611,710
		4. 市 た ば こ 税	3,280,890
		5. 特 別 土 地 保 有 税	10
		6. 入 湯 税	27,830
		7. 事 業 所 税	2,359,830
		8. 都 市 計 画 税	6,575,680
2. 地 方 議 与 税			1,468,000
		1. 自 動 車 重 量 課 与 税	1,083,000
		2. 特 別 と ん 課 与 税	7,000
		3. 地 方 道 路 課 与 税	378,000
	3. 利 子 割 交 付 金		622,000
		1. 利 子 割 交 付 金	622,000
	4. 配 当 割 交 付 金		352,000
		1. 配 当 割 交 付 金	352,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		134,000
		1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	134,000
	6. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		57,000

平成20年度金沢市一般会計予算

- 平成20年度金沢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,108,900千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。
- (地 方 債)
- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。
- (一 時 借 入 金)
- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。ただし、借入金額には、起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。  
 (歳出予算の流用)
- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

款	項	金額
	1. 国庫負担金	11,233,807
	2. 国庫補助金	4,008,096
	3. 委託金	133,992
16. 県支出金		5,964,888
	1. 県負担金	3,123,522
	2. 県補助金	1,634,613
	3. 委託金	1,206,753
17. 財産収入		887,620
	1. 財産運用収入	463,880
	2. 財産売却収入	423,740
18. 寄附金		24,620
	1. 寄附金	24,620
19. 繰入金		609,600
	1. 特別会計繰入金	274,062
	2. 基金繰入金	335,538
20. 繰越金		300,000
	1. 繰越金	300,000
21. 諸収入		2,485,683
	1. 延滞金、加算金及び過料	81,960
	2. 市預金利子	95,500

款	項	金額
	1. ゴルフ場利用税交付金	57,000
7. 地方消費税交付金		4,714,000
	1. 地方消費税交付金	4,714,000
8. 自動車取得税交付金		688,000
	1. 自動車取得税交付金	688,000
9. 国有提供施設等所在市助成交付金		16,000
	1. 国有提供施設等所在市助成交付金	16,000
10. 地方特例交付金		778,000
	1. 地方特例交付金	441,000
	2. 特別交付金	337,000
11. 地方交付税		15,350,000
	1. 地方交付税	15,350,000
12. 交通安全対策金		110,000
	1. 交通安全対策金	110,000
13. 分担金及び負担金		3,282,399
	1. 負担金	3,282,399
14. 使用料及び手数料		3,947,175
	1. 使用料	2,588,022
	2. 手数料	1,359,153
15. 国庫支出金		15,375,895

歳 出	款	項	金 額
1. 議 会 費			892,343
		1. 議 会 費	892,343
2. 総 務 費			13,530,927
		1. 総 務 管 理 費	10,369,545
		2. 徴 税 費	2,000,197
		3. 戸 籍 本 台 帳 民 費	895,905
		4. 選 挙 費	66,207
		5. 統 計 調 査 費	94,739
3. 民 生 費			104,334
		6. 監 査 委 員 費	104,334
			42,046,480
		1. 社 会 福 祉 費	6,956,626
		2. 老 人 福 祉 費	9,755,309
		3. 児 童 福 祉 費	19,228,515
4. 衛 生 費			6,106,030
		4. 生 活 保 護 費	6,106,030
			13,371,553
		1. 保 健 衛 生 費	7,344,328
5. 勞 働 費			1,051,058
		2. 環 境 衛 生 費	1,051,058
		3. 清 掃 費	4,976,167
5. 勞 働 費			224,313
	1. 勞 働 福 祉 費	224,313	

款	項	金 額
22. 市 債	公 營 企 業 利 金 入	184,771
	3. 貸 付 金 業 貸 付 金 入	693,740
	4. 貸 付 金 元 利 収 入	158,026
	5. 受 託 事 業 収 入	1,271,686
	6. 雑 収 入	11,417,600
	1. 市 債	11,417,600
歳 入 合 計		152,108,900

款	項	金額
	5. 大 学 費	1,281,104
	6. 社 会 教 育 費	5,877,334
	7. 保 健 体 育 費	3,298,019
11. 災 害 復 旧 費		119,200
	1. 災 害 復 旧 費	119,200
12. 公 債 費		29,843,205
	1. 公 債 費	29,843,205
13. 諸 支 出 金		1,026,345
	1. 公 営 事 業 費	134,769
	2. 基 金 費	738,100
	3. 基 金 返 還 金	153,476
14. 予 備 費		720,000
	1. 予 備 費	720,000
歳 出	合 計	152,108,900

款	項	金額
6. 農 林 水 産 業 費		2,506,145
	1. 農 業 費	1,756,262
	2. 林 業 費	736,475
	3. 水 産 業 費	13,408
7. 商 工 費		3,355,544
	1. 商 工 費	3,355,544
8. 土 木 費		22,420,930
	1. 土 木 管 理 費	694,716
	2. 道 路 橋 り よ う 費	4,428,335
	3. 河 川 費	1,187,933
	4. 港 湾 費	1,389,276
	5. 都 市 計 画 費	13,744,800
	6. 住 宅 費	975,870
9. 消 防 費		4,978,856
	1. 消 防 費	4,978,856
10. 教 育 費		17,073,059
	1. 教 育 総 務 費	1,672,727
	2. 小 学 校 費	2,407,340
	3. 中 学 校 費	1,329,966
	4. 高 等 学 校 費	1,206,569

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	1,918,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	借入先の融通条件による。ただし、市政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。
災害復旧事業	23,900			
一般廃棄物処理事業	9,700			
一般補助施設整備等事業	1,193,000			
施設整備事業	219,200			
臨時地方道整備事業	794,700			
臨時高等学校整備事業	325,500			
その他一般単独事業	1,235,800			
辺地対策事業	45,000			
臨時財政対策債	3,121,000			
借換	2,530,900			
合計	11,417,600			

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
西部クリーンセンター建設事業費	平成21年度から平成23年度まで	13,000,000
北部地区ものづくり交流・研修会館(仮称)整備事業費	平成21年度	350,000
道路新設改良事業費	平成21年度	115,000
街路新設改良事業費	平成21年度	214,000
高等学校校舎改築事業費	平成21年度	655,300
公共用地先行取得費	平成21年度から平成24年度まで	2,200,000千円及び支払利息、委託事務費相当額
公園用地取得費	平成21年度から平成30年度まで	520,000千円及び支払利息、委託事務費相当額
資金借換に伴う金沢市土地開発公社に対する債務負担	平成21年度から平成24年度まで	2,310,000千円及び支払利息、委託事務費相当額
金沢市土地開発公社に對する債務保証	平成20年度から平成24年度まで	2,200,000
公園用地取得に伴う金沢市土地開発公社に対する債務保証	平成20年度から平成30年度まで	520,000
資金借換に伴う金沢市土地開発公社に対する債務保証	平成20年度から平成24年度まで	2,310,000
金沢テクノパークに関する資金借換に伴う金沢市土地開発公社に對する債務保証	平成20年度から平成24年度まで	4,400,000

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 事業収入			1,442,862
		1. 事業収入	1,442,862
2. 繰入金			9,713
		1. 一般会計繰入金	9,713
3. 諸収入			108,234
		1. 雑収入	108,234
歳入	合計		1,560,809

歳出	款	項	金額
1. 競馬事業費			1,560,809
		1. 競馬事業費	1,560,809
歳出	合計		1,560,809

平成20年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算

平成20年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,560,809千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入 歳入 歳出 予 算

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		480
	1. 使用料	480
2. 国庫支出金		71,700
	1. 国庫補助金	71,700
3. 県支出金		13,500
	1. 県負担金	13,500
4. 財産収入		145,304
	1. 財産運用収入	4,004
	2. 財産売却収入	141,300
5. 繰入金		341,893
	1. 一般会計繰入金	341,893
6. 諸収入		900
	1. 雑収入	900
7. 市債		58,600
	1. 市債	58,600
歳入	合計	632,377

平成20年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計予算

平成20年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ632,377千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

平成20年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

平成20年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,624,392千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

歳 出

款	項	金 額
1. 市街地再開発事業費		632,377
	1. 市街地再開発事業費	632,377
歳 出	合 計	632,377

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域開発事業	58,600	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内	借入先の普通条件による。市財政その他の都合に たがひ、市財政期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えをすることができ。千円
合 計	58,600			



第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業	千円 95,000	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることが出来る。
合 計	95,000			

第1表 歳 入 歳 出 予 算

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		千円 25,393
	1. 使 用 料	25,393
2. 財産収入		2,063,404
	1. 財産売払収入	2,063,404
3. 繰 入 金		440,594
	1. 一般会計繰入金	440,594
4. 諸 収 入		1
	1. 市預金利子	1
5. 市 債		95,000
	1. 市 債	95,000
歳 入	合 計	2,624,392

歳 出

款	項	金額
1. 公共取得事業費		千円 2,624,392
	1. 公共取得事業費	2,624,392
歳 出	合 計	2,624,392

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 国庫支出金			6,509
		1. 国庫補助金	6,509
2. 財産収入			1,249,561
		1. 財産売却収入	1,249,561
3. 繰入金			7,231
		1. 一般会計繰入金	7,231
4. 諸収入			38
		1. 雑収入	38
5. 市債			106,900
		1. 市債	106,900
歳入	合計		1,370,239

歳出	款	項	金額
1. 工業団地造成事業費			1,370,239
		1. 工業団地造成事業費	1,370,239
歳出	合計		1,370,239

平成20年度金沢市工業団地造成事業費特別会計予算

平成20年度金沢市の工業団地造成事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,370,239千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。